



全国税理士共栄会

正会員・準会員用



おかげさまで
加入者約2万人

もし、病気やケガで働けなくなったら…

VIP大型総合保障制度

団体所得補償保険

・ 就業不能サポート ・

医師の指示に基づく
自宅療養も対象

うつ病などの
精神疾患も対象



団体割引
30%

無事故戻し
返れい金
20%
(中途脱退の場合、
返れい金はありません。)

所得補償保険
ご紹介動画公開中!!



保険
期間

2025年5月1日(午後4時)～
2026年5月1日(午後4時)まで
(このパンフレットは2025年5月1日～
2026年4月1日の始期契約まで有効です。)

中途加入も
毎月受付中

加入依頼書が毎月10日までに日税サービス
(幹事代理店)に到着した場合、保険期間は翌
月1日から2026年5月1日までとなります。
(10日が休業日の場合は直後の営業日が締切となります。)

団体所得補償保険の特長

就業不能サポート

もし、皆さまが働けなくなったら、月々の収入をカバーし、仕事と生活をサポートします。

1 団体割引30% + 無事故戻し返れい金20%

保険料は、全国税理士共栄会のスケールメリットを活かし、団体割引で最高の30%が適用されており、大変お得です。また、保険期間中に事故がない場合は、保険料の20%をお戻しします。
※中途脱退の場合、返れい金はありません。

2 最高月額保険金額 正会員200万円、準会員50万円。(満69歳まで)

責任ある皆さまのために、正会員の方は最高月額200万円(1口5万円×40口まで)、準会員の方は最高月額50万円(1口5万円×10口まで)をご用意しました。

3 自宅療養も補償

入院だけでなく、医師の指示に基づく自宅療養による就業不能時も補償します。

4 一部の精神障害も補償

一部の精神障害による就業不能も保険金支払いの対象となります。
●お支払いの対象となる精神障害…気分障害(躁病、うつ病等)、統合失調症、神経衰弱、血管性認知症、知的障害 など
●お支払いの対象とならない精神障害…アルコール依存、薬物依存等によるもの

5 葬祭費用も補償(正会員・準会員50万円)

被保険者が身体障害を被り死亡した場合、ご親族が負担する葬祭費用を50万円を限度に補償します。

6 ご希望により選べる【1年補償タイプ】【2年補償タイプ】

【1年補償タイプ】1回の就業不能に対する対象期間は最長1年間です。基本の必須補償としてご案内しています。
【2年補償タイプ】1回の就業不能に対する対象期間は最長2年間です。割安な保険料でゆとりの補償を実現しました。

7 税理士事務所の関与先の皆さまもご加入できます

下記の方が本制度にご加入できます。

正会員 全国の税理士会会員

準会員 1) 正会員の家族及び従業員とその家族

2) 正会員の関与する法人及び事業主、役員、従業員ならびにそれらの家族

※以上の条件を満たし、所定の入会手続を経た者が加入できます。

8 その他の特長

- 新規加入は正会員は満79歳まで、準会員は満69歳まで、継続加入は正会員は満84歳まで、準会員は満79歳まで(※)ご加入いただけます。(ただし、2年補償タイプは新規、継続とも満63歳までのご加入となります。)
※準会員については、前年度契約において事故請求・保険金支払歴がない被保険者は満79歳まで継続加入できます。
 - 保険金をお受け取りになっても、通算して1,000日分の保険金が支払われるまでは、その病気を補償対象外とせず、契約を継続いただけますので、長期の継続加入が可能です。(保険金通算支払期間1,000日)
 - 地震・噴火、またはこれらによる津波などの天災による就業不能、傷害による死亡・後遺障害、葬祭費用保険金も補償します。
 - 傷害によって死亡した場合または後遺障害が生じた場合に保険金を支払う傷害による死亡・後遺障害補償特約もご用意しております。
 - 医師の診査は不要。健康状態を告知していただくだけの簡単な手続きでご加入いただけます。
- (注)告知の内容によってはご加入をお断りする場合があります。
(注)保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

団体所得補償保険って

(就業不能サポート)

どれだけ役に立っているの?

会員の皆さまに、こんなにお役に立っています!

過去5年で、約4,000件約25億円のお支払い。

【毎年のお支払い実績】



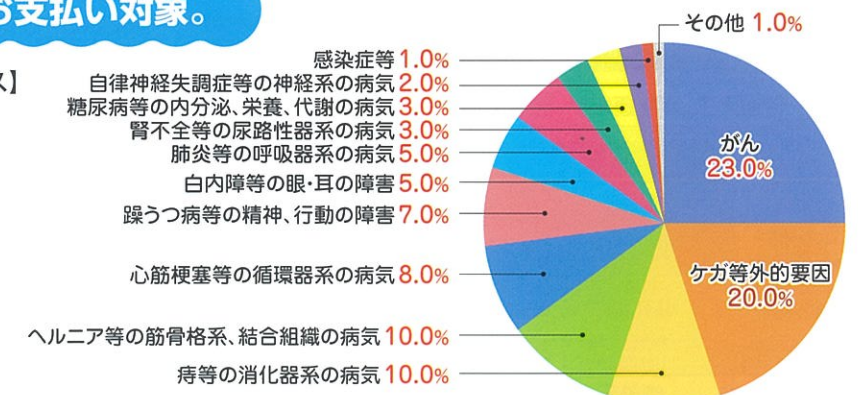
【2018年度のお支払い実績】

768件
約**4.5億円**

がん、ケガ、心の病まで幅広いお支払い対象。

【2018年度疾病別お支払い内訳：件数ベース】

がん等の生活習慣病から
事故によるケガ、さらに心の病まで、
幅広く保険金お支払い対象と
なっています。



(損保ジャパン調べ 2020年9月1日現在)

■保険金お支払い例 ※これらは事例であり、実際の事故等によってお支払保険金の額は異なります。

ご職業	状況	認定日数	お支払い金額:円
税理士	直腸がん 直腸がんで入院、その後転移が発覚	2か月4日	3,650,000
税理士	黄斑網膜変性症 黄斑網膜変性症で治療中	4か月3日	2,050,000
税理士	左足骨折 ゴルフプレー中転倒して左足骨折	1か月2日	300,000
建設業	腰椎圧迫骨折 階段で転倒、腰椎骨折。後遺障害認定	2か月12日	1,500,000
会社経営者	アルツハイマー病 循環器系の疾患からアルツハイマー病発症	9か月11日+12か月	3,805,000
事務所職員	うつ病 抑うつ状態で復帰見込みなし	4か月27日	1,470,000
料理人	胃がん 胃がんで入院と自宅療養	12か月	1,800,000
美容師	靱帯断裂、腰部骨折 車と接触し、腰部骨折	7か月11日	1,105,000
販売員	不安障害 外傷性ストレス障害で治療	12か月	1,200,000
電気工事	右手指切断 機械にはさまれ手指切断、後遺障害認定	1か月27日	440,000